広報かめだ

発行所 亀田町役場　　編集企画課

5月

毎月1回1日発行

NO.44

人口のうごき

世帯数5,235　(47.3.31現在)

区分	人口	出生	死亡	転入	転出
総数	22,634	33	11	162	187
男	11,017	15	5	76	107
女	11,667	18	6	86	80

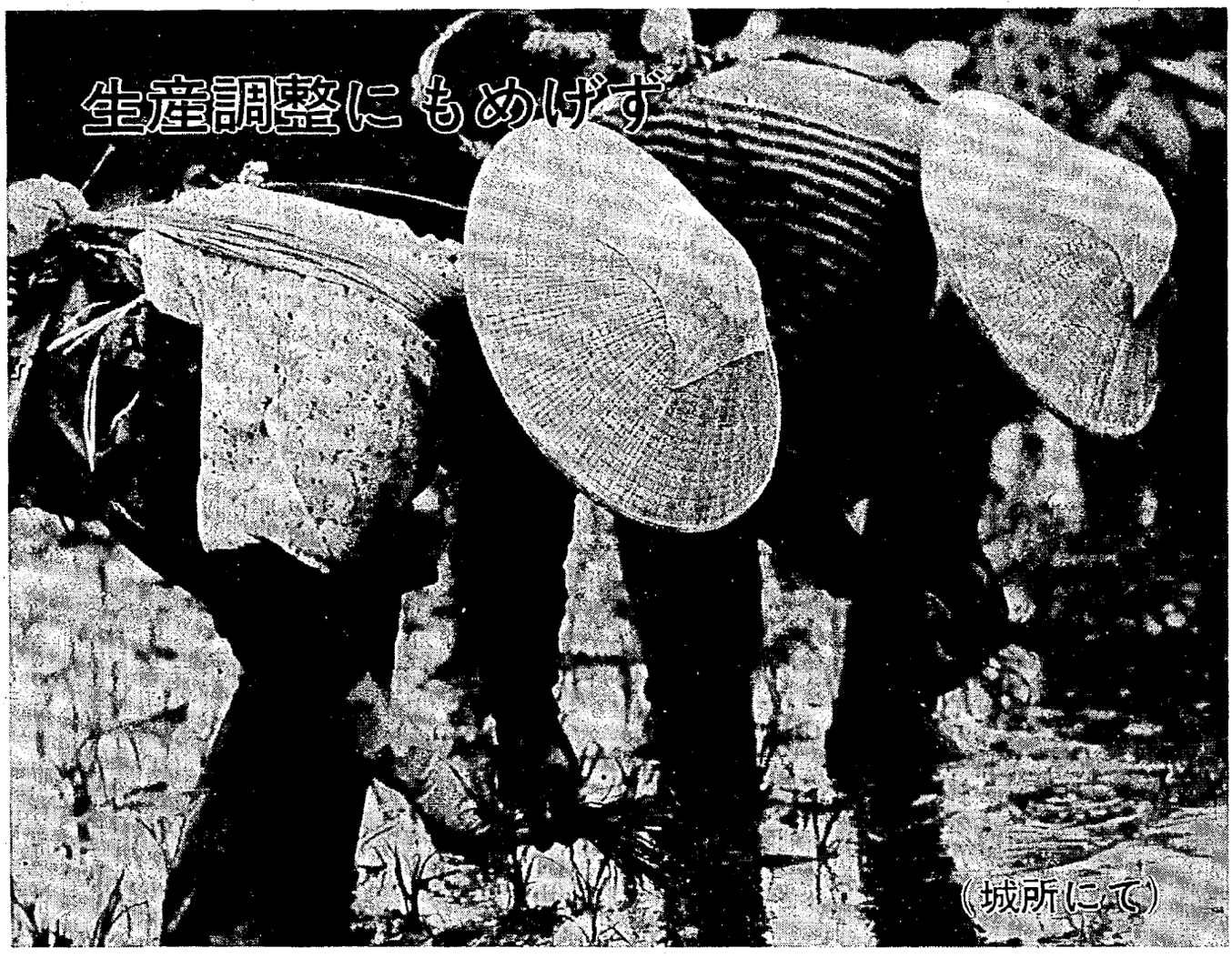

ことしの豊作を願って

いよいよ初夏です。気候の不安定な四月も終わってさわやかな新緑の季節となります。

天皇誕生日から始まるゴールデン・ウイークの計画はいかがですか。とかく、うかうかと過ごしがちですから有効に送りたいものです。

農家の方たちは、豊作の願いをこめて田植の準備、五月中旬から六月上旬にかけて田植が始まり、「ねこ」の手も借りたいほど忙しくなりますので、過労になりがちですから休養と栄養を十分考えて、お仕事に精を出してください。

三年目を迎える米の生産調整は、昭和五十年まで継続されますが、今年の亀田町の配分数量は、生産調整目標数量六百九十五トン（昨年八百五トン）で、昨年よりわずかながら緩和になったものの、まだまだきびしい情勢にあります。

亀田町でも、きびしさを増す農業問題の現実をとらえ、今後、農業のあるべき姿を策定するため、昭和四十七年度予算に「農業振興地域整備費」を計上、農業振興対策と取り組んでおります。

◎子どもの日

五日は、「子どもの日」です。国民の祝日の一つですから、おとなもいっしょに休めるわけですが、「子ども」というのは何歳から何歳までをいうのか、まだわかっていない方にちょっと。児童福祉法によりますと、「児童とは、満十八歳に満たない者をいい……」とあり、さらに、児童を三段階に分けてあります。

つまり、満一歳に満たない者を乳児。満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者を幼児。そして、小学校就学の始期から満十八歳に達するまでの者を少年としてあります。

子どもを心身ともに健やかに育成する責任は、子どもの保護者とともに国や地方公共団体が負うことになっています。

さらに昭和二十五年五月五日には、「児童憲章」が定められました。

この児童憲章の内容は、憲法の精神にしたがって定められたもので、児童は人として尊ばれ社会の一員として、よい環境のなかで育てられることをうたっております。

わたしたちは、家庭、学校を通じて幼児期における教育の重要性を認識して、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、お互いに努力しなければなりません。

三月定例議会
老人医療無料化など議決

三月十日から二十三日まで開会された昭和四十七年度第一回定例町議会は、昭和四十七年度各会計当初予算や、昭和四十六年度補正予算、条例関係などの案件が町長から提出され、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

議決された案件は次のとおりです。

⊙町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例

議長	三万八千円（三万五千円）
副議長	三万三千円（三万円）
議員	二万八千円（二万五千円）

⊙町特別職の給与に関する条例

町長	十六万五千円（十五万円）
助役	十五万円（十三万五千円）
収入役	十四万五千円（十三万円）

⊙町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例

教育委員、選挙管理委員、農業委員、消防団員、その他非常勤職員の報酬を十%～十五%引き上げたものです。

⊙町職員の特殊勤務手当に関する条例

保育所に勤務する保母職員に月額一、五〇〇円を支給するものです。

⊙町国民健康保険条例

国民健康保険に加入している満七十五才以上の医療費全額を給付するものです。

⊙町老人医療費助成に関する条例

各種社会保険に加入している被扶養者の七十五才以上の医療費（健保法第四十三条の九第二項の規定に基づき、厚生大臣の定めるところにより算定した額）から、保険給付他法負担、及び附加給付額を控除した額を給付するものです。

⊙町立保育所設置条例

第二保育所移転に伴う住所の変更です。

⊙町奨学資金貸与条例

町が奨学資金として貸与していた額「二千円」を「三千円」に引き上げたものです。

⊙国民年金印紙購買基金の設置、管理及び処分に関する条例

国民年金印紙購買基金、八十万円を百三十万円に増額したものです。

⊙町墓地条例の制定

墓地不足を解消するため現在の火葬場に隣接している墓地用地を拡張して墓地用地を貸付するものです。（一平方メートル五、五〇〇円）

⊙町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の制定

本町における廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした条例です。

⊙町営住宅条例

住居表示に伴い公営住宅の住所を変更したものです。

⊙町協業合理化産業育成条例の制定

この条例は産業の合理化推進を図るため、当町に協業による共同施設の新設、又は増設を奨励し、産業の発展に寄与することを目的としています。

⊙町固定資産評価審査委員の選任

亀田町丸潟　小亦一三氏を固定資産評価審査委員に選任したいので同意を求めたものです。

⊙町道路線認定並びに廃止

いままで町道であった五路線を廃止して、あらたに一路線を認定したものです。

⊙借入金について

昭和四十七年度において地方産業育成資金に充当するため、新潟県より三百万円借入れするものです。

⊙地方産業育成資金預託金運用覚書交換

県から借入れた資金三百万円に、町の資金三百万円をつけたして、第四銀行亀田支店、亀田新栄信用組合に、それぞれ三百万円づつ預託する覚書です。（預託を受けた金融機関は、預託された金額の二倍以上を加えて管内の中小企業に対して融資するものです。）

⊙県商工中央金庫事業資金預託金運用覚書交換について

町が、商工組合中央金庫新潟支店に百五十万円預託するので覚書をかわすものです。

⊙県労働金庫事業資金預託金運用覚書交換について

町が、労働金庫の行なう福利共済活動のための事業資金二百五十万円を預託するための覚書をかわすものです。

⊙中蒲原郡市町村老人ホーム組合規約

中蒲原郡市町村老人ホーム組合の名称を、四市中蒲原郡老人ホームに改めたものです。

⊙県旧市町村職員恩給組合資産管理組合規約

旧市町村職員恩給組合に加入している伝染病院組合が名称を変えたための規約の改正です。

⊙三市中蒲視聴覚教育協議会の設立について

昭和四十七年四月一日から新津市、五泉市、白根市、村松町、亀田町、小須戸町、横越村で地域視聴覚教材センターの設置運営に関する事務を共同で管理するため、協議会を設立したものです。

⊙亀田町助役の選任について

池田栄松氏が五月二十八日に任期満了となるので同氏の助役再任の同意を求めたものです。

⊙亀田町収入役の選任について

武田太郎氏が五月二十八日に任期満了となるので同氏の収入役再任の同意を求めたものです。

⊙町公平委員会委員の選任について

公平委員会委員が、昭和四十六年十一月二十七日任期が満了になったので次の人を選任し、同意を求めたものです。

- 加藤　竜平氏
- 枝並福三郎氏
- 今泉久三郎氏

⊙町中小商工業特別融資預託金運用覚書交換について

町中小商工業者に対して特別融資を図るため、町が新栄信用組合に百万円を預託して、新栄信用組合から三倍の資金を加えて、中小商工業者に、金融面の協力をするものです。

⊙町の総合計画に関する基本構想について

昭和六十年を目標とする町の基本構想を議会に提案し、議会の議決を願うものです。（この構想は町より提案説明にとどめ町議会として特別委員会を設置して継続審議をしていくことになり、この案件だけ議決されませんでした。）

池田助役、武田収入役
三月議会に再任

三月十日から二十三日まで開会された昭和四十七年第一回定例町議会に、池田助役、武田収入役が再任されました。

池田栄松氏（現助役）、武田太郎氏（現収入役）が五月二十八日に任期満了となりますので池田栄松氏の助役再任の同意、武田太郎氏の収入役再任の同意を議会に求め、万場一致で同意されたものです。

池田栄松氏は、昭和三十五年五月、町助役に就任以来三期（十二年間）町発展のため尽くされた功績が認められ万場一致、同意されたものです。

武田太郎氏も昭和三十九年五月、税務課長から収入役として選任され、以来二期（八年間）収入役として業績が認められ万場一致、同意されました。

〔池田栄松氏の略歴〕

22・5～30・4　県議会議員
22・9～26・9　県監査委員
30・7～32・6　町監査委員
30・12～32・6　県選挙管理委員
35・5以降　町助役

〔武田太郎氏の略歴〕

14・10～24・4　役場吏員（書記）
24・4～39・5　税務課長
39・5以降　町収入役

地方自治の功績で坂井氏
全国町村議長会より表彰

町議会議員として十五年間地方自治の振興と発展に尽された功績により、さる十一月十一日、日本武道館において開催の第十五回町村議会議長会全国大会で、全国町村議会議長会長から坂井松一氏（55才）が表彰されました。

当町で全国町村議会議長会長から地方自治の功績で表彰された方は坂井松一氏を含めていままで十名おられます。

坂井松一氏の略歴

昭和三十年五月一日町議会議員として就任以来、当選五回、昭和三十九年に消水土木委員長一期、昭和四十四年議会運営委員長二期。

町議会一般質問より

★昭和四十七年第一回町定例議会が、去る三月十日より二十三日まで開催され、町から提案された諸議会の審議終了後、議会の最終日に一般質問があり、公営駐車場の問題など多くの質疑がなされましたが、主なものは次のとおりです。★

中学校敷地問題はどうなっておるか

議員＝中学校の敷地内に個人の所有地があるが、地主の知らないうちに国道敷地になっているとのことで行政監察庁に相談したいとゆう人がいるが今迄の経過について伺いしたい。

町長＝この問題について私どもにも話しがありましたので先般県に出向いて色々調査をしましたが、それによりますと敷地代は払ってあると云う見解でありますのでその旨をお話し申し上げたところ覚えはないと云うので今後、建設課と相談して解決したいと思います。

区の境を明確にしたらどうか

議員＝新開地の問題ですが、どこが区の境界だかわからないで、この区割についてどう考えているのかお聞きしたい。

課長＝ご指摘のところは三区にまたがっておりまして、区長さんも困っておりますが、この四月から一区が二つの区に分けることになりましたので、地元の方で区の変更を考えておれば私どもも斡旋の労を取って積極的に話しを進めることも、やぶさかではありません。

水道料金を上げない対策はあるのか

水道局長＝町は、十数年間料金を改正しておりません。最近、各市町村で料金改訂が報道されておりますが、これらの市町村をみましても、すべて先行投資をすることによって料金改訂と云うことになっております。従いまして、本町もその例にもれず、五億円の先行投資をいたしますので、四十八年度には料金改訂をせざるを得ない状態になろうかと思っております。

議員＝最近、各部落で側溝のゴミを上げておりますが、それがまた流れ込んでしまう事が相当あるが、これらの処理方法を、どのように考えているのかお聞きしたい。

町長＝労力的な面での協力は出来ませんが、いまご指摘のゴミを上げてあれば処理するよう指示をしておりますが、今後もそのようにして行きます。

側溝のゴミ上げ後の処理を早く

郵便局の跡地を駐車場にどうか

議員＝郵便局の跡地利用ですが三月十日に建物を取りこわしましたが、今迄駐車場について町にお願いしてきましたが郵便局跡が適当だと思いますが町長から努力してもらいたい。

町長＝郵便局の跡地でありますが、坪十五万円と云う価格の土地を買い求めて効果はないと申しませんが公共性で安く購入することが出来れば、考えなければならないと思います。

公営住宅の処分はどうか

議員＝公営住宅の処分でありますが、三十三年に建設されて以来入居している方が相当数おりますが、入居している人達は、払下げになるものと考えているのが実態であります。また、その時期に来ているものと思いますが、町長の考えをお聞きしたい。

町長＝公営住宅の趣旨からすれば少なくとも、住宅に困る方で所得の少ない方が入居し、経済的にも許されるような時期なれば公営住宅から出ていたとき、次の人が入居するのが本来の趣旨ではないかと考えています。

いま当初から入居している方に払下げしても良い時期に来ていると云うことですが、少なくとも払下げをするには今後、公営住宅を建設する際に十分考えて行かなければならないと考えております。そうした事を加味して検討をして行きたいと思います。

遞信記念日に長野郵政局長より表彰

四月二十日、長野市民会館において行なわれた第三十九回遞信記念式典に、長野郵政局管内の優良市町村として、亀田町が長野郵政局長より表彰されました。

亀田町が優良市町村として表彰された理由は、昭和四十四年、昭和四十五年、二ヵ年にわたって行なった住居表示事業が亀田町独自のUターン方式を採用したことによって長野郵政局管内市町村の模範となったとして表彰されたものです。

当日、第三十九回遞信記念式典には藤田町長が出席して受彰してきました。

昭和47年度亀田町水道事業会計予算

第3条予算＝（収益的収支）

（収入）	（支出）
専用給水収益 量水器使用料 71,182千円	原水及浄水費 16,965千円 配水及給水費 12,042千円 受託給水工事費 106千円 総係費 13,826千円 減価償却費 8,441千円 資産減耗費 15千円 その他営業費用 815千円 支払利息 14,296千円 雑支出 15千円 予備費 10千円 66,531千円
変更修繕工事収益 50千円	
手数料 材料売却収益 雑収益 1,160千円	
預金利息 有価証券利息 619千円	
不用品売却収益 その他雑収益 210千円	
73,221千円	73,221千円

第4条予算＝（資本的収支）

（収入）	（支出）
企業債 182,900千円	工事々務費 4,621千円
一般会計出資金 1,000千円	新設工事費 183,900千円
工事負担金 1,200千円	営業設備費 1,790千円
建設改良積立金 4,000千円	企業債償還金 7,998千円
過年度分損益勘定留保資金 5,219千円	予備費 10千円
繰越利益剰余金処分額 4,000千円	
198,319千円	198,319千円
当年度純利益 6,690千円	

資本的収入額に対して不足する額13,219千円は、建設改良積立金4,000千円、過年度分損益勘定留保資金5,219千円、繰越利益剰余金処分額4,000千円で補てんするものとする。

町厚生水道委員会

村松老人ホームなど訪問

桜の花も満開の四月十八日、町議会厚生水道委員会一行と町から武田収入役、立川民生課長、長谷川議会事務局長が同行して、中東地区精薄施設船岡学園（五泉市）と老人ホーム桜花寮（村松町）を訪問しました。

船岡学園では、病により知恵のおくれた恵まれない児童が五四人入園しており園児たちは先生の指導により、元気に体育に、学習にはげんでいる姿を見てきました。

老人ホーム桜花寮では、身寄りのないお年寄りが九七人入居しており、とくに寮長さんのおとりはからいで亀田町出身者七人の方々とお会いしてきました。

当日、社会福祉協議会より託されたお土産と、亀田町の近況を知らせる「広報かめだ」を一人一人に武田収入役から手渡し、大変よろこばれました。

約一時間にわたって、亀田町の状況などを話し合い「広報かめだ」を手にしながら、なつかしさを一層深めており、「広報かめだ」を送付することを約束しました。

懇談の後、入居者の案内で、施設の全容を見せていただき説明を受けました。帰りには「また来てください」の声に送られて、「また訪問しましょう」と約束をして帰町しました。

住民サイドにたつ社会教育を

第二回文化団体会議を開催

第二回を五月上旬に予定

亀田町には、かなりたくさんの趣味の団体、グループが組織されています。

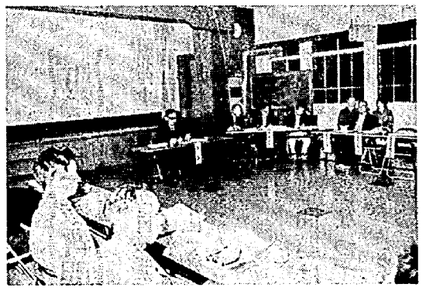

公民館では、これらの団体やグループを社会教育、社会体育の場にのせまして少しでも各団体が発展し、会員の増加、事業の推進が計られるよう昨年の九月公民館登録団体として、よびかけを行ない、四十七年度から正式に発足しました。

登録団体の目的は、公民館とのパイプを通して活動が推進されるよう、また少しでも各団体に援助を計ることができるよう配慮したものです。

その第一回の話合いの場として、四月七日午後七時から公民館において登録団体三〇のうち二一団体の出席を得て次の議題を協議しました。

①四十七年度の公民館社会教育、社会体育予算について。

②四十七年度の事業活動計画について。

③各文化、体育団体の予算及び事業計画について。

④各文化、体育団体の助成について。

その結果、四月末日まで全団体から予算、事業計画を作成して公民館に提出ねがい、再度五月上旬に第二回文化、体育団体の協議会を開催し、具体的な活動の推進を計ることを決めました。

なお、各団体では会の発展を期すために会員を募集していますので公民館、または加入したい団体に申込みをしてください。

次に公民館登録団体として承認されています団体は次の通りです。

（昭和四七・四・一現在）

◎体育団体

団体名	責任者
亀田野球連盟	吉田　宗
亀田卓球連盟	三浦喜代次
柔剣道振興会	宮腰　清
亀田スキークラブ	高橋秀夫
亀田山岳会	小泉喜重
バドミントンクラブ	池田正則
サイクリングクラブ	増田松雄
	池田正則
	村山昭男
スクラム会	佐藤仁也
亀田弧友会	箕輪次平
亀田愛犬協会	玉井祐吉
どじょっ子ハムクラブ	佐藤克雄

◎文化、趣味団体

団体名	責任者
亀田俳句会	本田新吉
亀田写真クラブ	本田俊夫
換鶯習道会	波多野央
亀田刀剣会	新保まち
亀田美術人会	中川マスエ
亀田短歌会	三浦晴敏
茶の湯清翠会	荒井克夫
亀田古銭会	桑野　勇
梨の実合唱団	荒木鶴一
亀田民踊クラブ	佐藤一義
亀田甚句保存会	服部源太郎
朝顔同好会	小畑万治郎
菊花会	田支部
亀水会	高木作松
日本へラ研亀田支部	小林　静
亀田錦鯉愛好会	宮腰　清
亀田金鱗会	清水新求
亀田光風会	阿部由三
亀田棋友会	

◎なお、登録洩れの団体がありましたら至急、公民館へおいでください。登録団体申請用紙を交付します。

町総合計画

特別委員会を開催

三月定例議会に提案され議会特別委員会に附託された「亀田町の総合計画に関する基本構想について」の案件審議が、四月二十六日役場会議室において開催されました。

当日は、附託された基本構想案については、三月提案説明がなされましたので中期計画である「亀田町基本計画」を本田企画課長が行ない、向う五カ年間、亀田町が行なう根幹事業を明らかにいたしました。

それによりますと、五カ年間の内に、住民だれもが利用出来る「総合会館」の建設と都市環境の第一条件である「公共下水道」事業の着手を柱に事業の推進を図るとしております。

新入園児を
新入学
交通事故から
守ろう!!

ライオンズクラブ

交通教材寄贈

さる四月十日、規則正しく歩行し、通園中に交通事故にあわないようにと、ライオンズ・クラブ（会長、広島清一氏）が交通安全教育に役立ててくださいと、町立保育所に信号機と交通標識の寄贈がありました。

ライオンズ・クラブでは悲惨な交通事故を町から絶滅させることと、幼児期のうちから交通安全教育の徹底を図り、交通マナーを身につけさせてくださいと云っております。

町民生課では、寄贈を受けた交通教育教材を活用して園児に交通マナーを身につけさせたいと云っております。

〝公民館行事だより〟

新年度に入り、公民館では住民の要望に応え、社会教育、社会教育活動を具体的に策定し事業を推進していくことになりました。

五月の事業計画として、次のような行事を企画いたしましたので、大いに参加してください。

◎体育関係

○おはようサイクリング（十四日　日曜日）

○歩け歩け運動（二十一日　日曜日）

○町民野球大会（二十一日　日曜日）

○町民わらびとり（二十八日　日曜日）

◎社会教育関係

○老人クラブ映写会（五月～六月中）

○全保育園読書指導（五月～六月中）

○第一回老人学級（五月下旬）

○成人講座（五月中旬）

家庭相談（無料・秘密）の催し

家庭内の心配ごとは、早目に解決し、明るい家庭生活へ。

一、とき
五月十一日（火）
午前十時から
午後三時まで

一、ところ
亀田町公民館

夫婦間のなやみごと、男女間のもめごと、親子の問題、相続、扶養、遺言、その他家庭内のいろいろの問題について、無料で相談に応じますから、お困りの方や、お悩きしたい方は、遠慮なく気軽においで下さい。

主催　亀田町役場
新潟地区調停協会
新潟家庭裁判所

あなたはとり残されていませんか？

納め忘れの保険料は六月三十日まで

国民年金

わが国の年金制度は。昭和三十六年に拠出制の国民年金が生れて、すべての人が、いずれかの年金制度に加入することのできる〝国民皆年金〟の仕組みがしかれました。

その時、すでに高令に達していた人（明治四十四年四月一日以前に生れた現在六十一才以上の人）等は、福祉年金に、また職場の年金に加入している人の奥さん等は任意加入が認められるほかは、農業や商業などの自営業者、その家族はすべて、この国民年金に加入することになっています。

将来は、これらの制度に加入したすべての人に年金が支給され、隣り近所の皆さんが手に手に年金の時代は、既に皆さんの身近かにも訪れはじめています。

あなた一人だけが制度に加入していなかった。あるいは未納保険料があったからといって、年金を受けられないことになったら大変です。勿論、この場合は、七十才からの老令福祉年金も、受けることができません。生涯、年金とあなたとのつながりを自分から捨ててしまうことにもなるわけです。

老令年金を受けるには、六十才になるまで二十五年以上（年令によって受給資格期間を短縮）保険料をかけるか、免除を受けている。

未納期間があったりすると、受給資料期間に達しないこともあり、老令年金を受けることができなくなることもあります。

国民年金では、これらの皆さんにも年金がうけられるよう今までに未納の保険料は、一ヶ月につき四百五十円納めればよい特別の取扱いが六月三十日までの期限で認められています。

さて、あなたは未納の保険料はありませんでしょうか。心当りの方は、住民課年金係にお出で下さい。

検察審査会の活用を

交通事故、その他の犯罪で犯人を処罰するには、裁判所の裁判によらなければなりませんが裁判所に犯人の裁判を求めるのは、検察官の仕事です。これを起訴といいます。

しかし検察官は、すべての犯人を起訴するわけではなく、検察官の判断で起訴しないものもあります。これを不起訴といいます。犯罪の被害者で、この不起訴処分に不服の方は、検察審査会に審査の申立ができます。検察審査会は国民の代表として、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、くじで選ばれた検察審査員で構成され、審査の申立を受けると、事件の真相を調査し、犯人が起訴されるべきものと判断したときは、検事正に、その旨を勧告する国の機関です。くわしくは、下記へご相談下さい。

新潟市学校町通一の一新潟地裁内
新潟検察審査会事務局
電話新潟二二一四一三一番

小、中学校教職員人事

さる四月の教職員の移動によって亀田小学校六人、東小学校四人、早通小学校三人、亀田中学校三人、以上十六人の先生がたが転出されました。

とくに亀田小学校長として六年間町教育の発展のために尽された高橋朋幸先生、東小学校長として四年間、児童を慈しみ、愛された原沢春二先生が勇退されました。かわって亀田小学校に本間哲幸先生、東小学校に鈴木孝二先生が赴任されました。

かわられた先生方は、つぎの通りです。

※亀田小学校

○転出された先生（新任校）

高橋　朋幸	（退　職）
吉田　友子	（中ノ山）
渡辺　ミツ	（新　津　二）
川島　チイ	（桃　山）
滝沢　和子	（五　泉　南）
山田　稜	（東山ノ下）

○転入された先生（前任校）

本間　哲幸	（寺　泊　小）
西山　好	（駒　林）
高橋ヨシミ	（新　津　一）
伊藤　タネ	（新　津　一）

※東小学校

○転出された先生（新任校）

原沢　春二	（退　職）
渡辺　敦	（退　職）
吉田　義徳	（上　条）
藤井　武夫	（西　川）

○転入された先生（前任校）

鈴木　孝二	（中ノ山）
中村　和子	（小　合　東）
原　栄一	（市ノ瀬）
宮下　信子	（新　卒）
大湊　幸子	（五　泉　南）
須貝　金次	（五　泉　小）

○増員

本間　広	（新　卒）
笠原　幸子	（新　卒）

※早通小学校

○転出された先生（新任校）

緑　ムツ	（退　職）
石田　昭治	（新　関）
小山　ヒサ	（須　原）

○転入された先生（前任校）

松田　晴夫	（西　川）

※亀田中学校

○転出された先生（新任校）

佐々木藤雄	（退　職）
林　辰典	（鹿　瀬）
井口　康子	（潟　川）

○転入された先生（前任校）

佐藤　光義	（南　浜）
渡部　忍	（新　卒）

小規模中小企業

設備貸与の

申し込みは早めに

財団法人新潟県中小企業振興公社では、小規模中小企業者に四年半の長期かつ低利な割賦返済方法で希望する新鋭機械設備の貸与を実施しています。

本制度の貸与申請は、四月一日から五月末日までの間に産業課で受付けています。

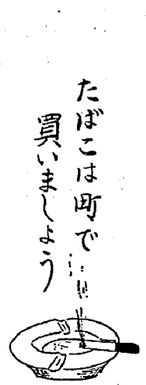

愛煙家にできる

身近かな愛町運動

「タバコ」は、町内からお買上げになりますと、そのお買上高の一部が「タバコ消費税」として、1箱につき「14円32銭」が町の収入になります。

昭和47年度予算にも3,100万円を見込んで、町では、大切な財源となっております。

愛煙家のみなさん、タバコは町で買って、身近な愛町運動として協力しましょう。

交通災害共済に

家族そろって加入しょう!!

—加入申し込みは、住民課にどうぞ—

中小企業設備資金 申請受付中

一、申請受付期間
昭和四十七年四月一日から九月二十日までとし、毎月二十日締切りとする。
なお、受付期間中であっても、申請の状況により受付を締切る場合がある。

二、申請方法
借受希望者は、申請書（三部）を町産業課を経由し県商工労働部中小企業課（二部）提出する。

追記
昭和四十七年度より合理化資金の中に事業転換設備資金が追加されました。

事業転換設備資金についてお知らせ

一、対象企業
対象企業は特に業種指定しないが、県内に事業所を有する従業員二十人以下の中小企業者であって、知事が適当と認めた業種に一部または全部転業するもの。

二、事業転換の基準
(1)方法
現在行なっている事業の一部、または全部を転換すること。

(2)転換制限
中小企業団体の組織に関する法律に基づく数量制限または設備制限の発動されている業種ならびに風俗営業取締法による規制の対象とされている業種への転換および公序良俗に反し、または射幸心をあおるおそれのある事業への転換は対象としない。

(3)対象設備
対象設備は特に指定しないが、事業転換に必要な設備であって、具備する要件は近代化要領に準ずるものとする。

(4)貸付限度
一企業当たりの貸付金額は、所要資金の⅔以内で、原則として一〇万円以上五〇〇万円以下とする。

(5)貸付利率
貸付利率は年四・八パーセントとする。

(6)貸付期間及償還方法
貸付期間は七年以内とし返済方法は二年以内をすえ置き、五年均等年賦償還とする。

(7)貸付金の担保
近代化要領に準ずる。

(8)貸付金の請求
近代化要領に準ずる。

(9)報告等
近代化要領に準ずる。
なお、申請用紙、詳しい内容については、産業課へ問合せ下さい。

5月保健課予定

日	曜	時間	実施内容	該当	会場
16	火	后1時開始	母親学級	個人通知	公民館
23	火	后2時開始	離乳食講習会	47.1生	〃
23	火	后1.30～2.30	三混予防接種1期3回	46.10.1～46.12.31生	〃
24	水	〃	乳児検診	46.8生	〃
25	木	〃	〃	47.2生	〃
25	木	前9.30～后3.00	献血	16才以上	研修所
26	金	〃	〃	〃	公民館
29	月	前8.30～正午	胃部検診	希望申込者	研修所
30	火	〃	〃	〃	〃
31	水	〃	〃	〃	〃

おたんじょうおめでとう

	世帯主	区
正幸	鷲尾勝栄	43区
美紀	長谷川熟	3区
文恵	田辺晃	12区
万里子	溝呂木喬	30区
美和	山崎忠雄	33区
綾子	吉岡富士雄	4区
哲朗	原田国弘	8区
隆士	斎藤正雄	2区
修	菅原吉雄	1区
司	栗林勉	2区
利彦	佐藤一朗	26区
薫	渡辺富一	17区
正紀	横木彰	13区
晃	渡辺石光	8区
美香	真柄昇	2区
真理	阿部茂夫	3区
佳子	田代世司男	26区
陽子	木村忠秋	12区
勉	江部政義	47区
陽子	椎谷浩	16区
松夫	高橋康夫	43区
由香里	吉田実	31区
博之	土橋稔	48区
幸子	塚野武	12区
容子	池田八郎	12区
昌章	樋口一男	23区
豊	桜井勝	30区
誠	渡辺誠一	18区
美和子	江部勝治	37区
真理子	小林敏雄	14区
淳一	南場茂樹	41区
康信	神田一男	32区
留美子	乙川松夫	38区
菜穂子	青柳定男	24区

おくやみ（死亡）

	世帯主	区
小池留次郎	本人	33区
渋谷由太郎	本人	45区
佐藤利彦	一朗	26区
伊藤トヨ	富栄	44区
上村キイ	吉三郎	33区
渡辺晃	石次郎	8区
小川覚道	本人	48区
渡辺チヨ	民之	12区
渡辺ナオ	直一	23区
高橋ミチ	栄一	23区
宇野タ子マ	秀雄	23区

季節の話題

◎メーデー

わが国では、大正九年（一九二〇年）東京の上野公園で行なわれたのが最初で昭和十一年に禁止されるまでに、十六回行なわれました。

そして戦後、すぐに復活してますます盛大になってきましたが、昭和二十七年には皇居前広場にはいろうとする群衆と警官隊との間に流血の惨事が起こり「血のメーデー」となったことをご記憶のかたもおられましょう。

昨年は、掲げられたプラカードの文句はなかなかキツイようでしたが、参加者の服装はぐっとはれやかにこれに女子組合員など、ホットパンツの一団には目を見張らせ、いかにもたのしい勤労者の祭典を思わせました。

さて、このメーデーの起源はというと、ゴート族の遺風、あるいはローマの花祭りともいわれ、イギリスではこの日、日の出前に若い男女が手をつなぎ、音楽を奏しながら近くの森に行ってサンザシなど早咲きの花や若枝を折ってきて飾りつけ、辻つじに土を盛ってメーポールを立て、村一番の美しい少女を選んでメークインに仕立てて、そのメーポールの下にすわらせ日の出どころから若者たちは総出でその周囲を回って一日中、歌い踊って遊ぶ……のだそうです。

◎憲法記念日

三日は「憲法記念日」です。日本国憲法が施行されてからことしで満二十五年になります。

旧憲法、つまり大日本帝国憲法になじんでいない若い人たちまでが、日本国のことを新憲法と「新」の一字をつけて呼んでいるのをよく耳にします。新も四半世紀たった今日、とりはずしてあげたい気がします。新という字がつくと、すぐに飛びつく新しがりや、珍しものずき、といった軽薄さが目立ちます。もうこのへんで「新」をはずして、これが私たちの憲法なのだとゆっくり読み直してみることはどうでしょうか。

◎黒川村の第23回植樹祭を全国中継

五月二十一日（日曜日）天皇、皇后両陛下をお迎えして黒川村で行なわれる「植樹祭」の模様は、NHKテレビで全国へ放送されます。

今月の当直医

3日…高橋医院（東本町）電話(81)2062番
5日…片桐医院（稲葉）電話(81)3320番
7日…亀田医院（新明町）電話(81)2348番
14日…藤崎医院（本町）電話(81)3072番
21日…押木医院（本町）電話(81)2052番
28日…阿部医院（新明町）電話(81)2045番

◎渡辺病院（西町）電話(81)3111番
当直医が診療に応じます
◎中川医院（東本町）電話(81)3060番
◎堀・本図医院（東本町）電話(81)2349番
◎佐藤医院（下早通）電話(81)2878番
医師在院の場合診療に応じます